

令和3年宇治田原町議会活性化特別委員会

令和3年6月17日

午前10時22分開議

議 事 日 程

日程第1 常任委員会における「その他」の取扱いについて

日程第2 定例会における一般質問について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	9番	馬場	哉	委員
副委員長	7番	藤本	英樹	委員
	1番	浅田	晃弘	委員
	2番	原田	周一	委員
	3番	宇佐美	まり	委員
	4番	山本	精	委員
	5番	山内	実貴子	委員
	6番	上野	雅央	委員
	8番	森山	高広	委員
	10番	榎木	憲法	委員
	11番	今西	利行	委員
	12番	谷口	整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	矢野	里志	君
庶務 係 長	太田	智子	君

開 会 午前10時22分

○委員長（馬場 哉） 本会議に引き続き、大変ご苦労さまです。

本日は、閉会中における議会活性化特別委員会を招集いたしましたところ、委員の皆様にはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日は、常任委員会におけるその他の取扱いについて、定例会における一般質問について、以上2点、協議いたしたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は、12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の議会活性化特別委員会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、常任委員会における「その他」の取扱いについてを議題といたします。

それでは、資料を1枚めくっていただきたいと思います。

常任委員会における「その他」の取扱いについてという資料をご覧いただきたいと思います。これにつきましては、昨日の議運でも話が進んだところでございますが、新しく議員になられた議員の皆さん、または以前より議員の方々等にこの常任委員会におけるその他の取り扱いについてきっちりと周知をしていくべきであるという声があったので、1枚もののペーパーにまとめさせていただきました。

まず、上のほうの四角の括弧文字にある部分をちょっとご覧いただきたいと思います。常任委員会において「その他」での質問を行わない。案件がある場合は、委員会が開催される1週間前、これは事前レクですけれども、1週間前までに委員長もしくは事務局へ所管事項報告として申し出る。緊急の場合は、この限りではない。この申し合わせが平成28年12月20日の全員協議会で取り決めをされております。それに対する説明等々がここにつらつらと書いてあるんですけれども、一応ちょっと読み上げさせていただきます。

上記の申し合わせの経過等でございますけれども、その他で急に議員が様々なことを質問した際、当局側の準備ができていないことや資料が必要な場合があること、また質

問の内容を委員長、副委員長も事前に把握すること等から、1週間前の申し合わせが行われました。

その後、総務建設常任委員会において、日程に掲げるその他の時点で、当局側は建設事業関係のみが出席しており総務関係への簡易な質問ができない。文教厚生常任委員会においても、当局側は教育委員会関係のみが出席しており、健康福祉関係への簡易な質問ができない。これらのことから建設常任委員会では、総務関係の付託議案審査、執行状況報告、所管事項報告の後に、日程には記載をしておりますが総務関係のその他の発言の機会があります。その後に職員を入れ替え、同じく建設事業関係でも日程には記載をしておりますが建設事業関係のその他の発言の機会を設けております。そして最後に、全体を通して日程に掲げるその他の発言の機会がございます。以下は、という内容の説明でございます。

2、課題についてでございます。申し合わせ事項に記載しているその他については、日程に掲げるその他として規定したものであるが、後に整理した所管事項報告の、日程には記載をしていないがその他の発言の機会を設けたことにより、当局の出席者ごとのその他なのかが曖昧である。

3番、これらの点を踏まえまして、今後の取り扱いでございますけれども、所管事項報告後の日程には記載していないその他について、所管事項報告とするような内容や資料提出が必要な内容のものは、引き続き1週間前の申し合わせルールとし、所管事項報告として掲げるほどのものでもなく、委員会開催までに当局と事前調整ができており、かつ委員長に報告のあったものについては、1週間前の申し合わせルールを適用しない。日程に掲げるその他については、各委員会における視察研修や意見交換会の開催など、行政に関係のないものとする。

以上で、大体ひと通り資料を基に説明をさせていただきました。ただいまの説明で理解できない点、またはご質問等がありましたら、この場でお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。今西委員。

○委員（今西利行） 大体説明は分かったんですけども、私はまだまだ慣れないということで、所管事項報告に取り上げるかどうかというのは、議員のほうで判断させていただいて、これは事前に必要だということになれば、それを委員長なり事務局に報告することによってよろしいんですか。

○委員長（馬場 哉） はい。そこは委員のほうから委員長に報告をいただいて、委員長が所管事項に取り上げるかどうかの判断をするということになります。議員側がこれは

取り上げてほしいというお願いをしていただいて、それについて、これは重要なことであるので所管事項報告として取り上げるという判断を委員長がするということになると思います。今西委員。

○委員（今西利行） そうしますと、そこにも書いてあると思うんですけども、1週間前ということですよ。その後、できたらそれまでにやっておけばいいんですけども、1週間の後に、思いつきじゃないんですけども、相談行ったときにそういうことについては、緊急の場合には、事前に職員のほうと打ち合わせをした上で、その他のところで意見を申すということでもいいんですか。

○委員長（馬場 哉） その点については、ここにも記載しておりますけれども、その1週間というその期間にこだわりを持っているわけじゃなくて、例えば、今、今西さんがおっしゃったように5日前に常任委員会の委員長等と相談をしていただいて、5日前でも行政側の資料が整うようなことがあるならば、特にその1週間ということにはこだわっておりません。

しかしながら、しっかりと資料、または当局側も答弁等の議論をしっかり煮詰めるためにも、できる限り1週間のルールを記載していますけれども、敢えてこの1週間前に必ずということではございませんし、そこは2つの常任委員会の委員長がこれやったら所管事項報告の中で取り上げようということであれば、1週間以内のその議員側の提案であっても取り上げられることはあるかと思えます。それは両委員長の判断になると思えます。

○委員（今西利行） 了解です。

○委員長（馬場 哉） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） すみません。今の1週間前ルールというのは以前から決まっていたんですが、今の委員長の説明ですと、別に1週間前にこだわらんと。じゃあ極端に言えば、1時間前と1週間前とどう違うんですかね。

○委員長（馬場 哉） それはあまりにも極端過ぎるので、例えば、1週間前にこだわらないというのは、イメージで言えば5日でも4日でもというイメージであって、前日にこれを所管事項に取り上げてくださいというふうに議員が持ってこられても、それを両委員長、対応できないと思います。

ただ、ここにルールとして記載されている1週間というのがあるので、そこはこういう一応の取り決めをしていますけれども、特に、仮にその2日前であろうが、3日前であろうが、所管事項として委員長がやるという決断をされたならば、それは所管事項に

取り上げられると思います。そこは両委員長の判断ということになりますので。原田委員おっしゃった、たった1時間前とか1日前というのは、ちょっと極端な話やと思うんですけども。原田委員。

○委員（原田周一） 先ほど、今西委員も言われたように、どうしても緊急のことというのも発生はあると思うんです。ただ、その原則として過去にもこの1週間前いうのを決めたときにも、いろいろ議論になったと思うんですけども、やはりその辺の打ち合わせとか資料の準備とかいろんなことがあって、1週間いう、これも一つのルールとして決まっているわけですね。

だから、そういう意味で、1時間前とどう違うんかいうことでお尋ねしたんですけども。あくまで委員長、副委員長が判断できる時間、極端に言えば、当日の朝でもできるわけですね、ちょっと30分前でも。だから、そういう意味では、それをルールとして、例えば、そういうことを許容するのであれば、別に1週間前ルールいうのは要らないんじゃないかという気はするんですけども、どうでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時46分

○委員長（馬場 哉） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第1ですけれども、常任委員会におけるその他の取り扱いについては、先ほどから質疑等があった点で議員の皆さんには周知ができたと思いますので、今後、常任委員会等々でこの取り扱いについてしっかりと認識をしていただいて、両委員会での運営に当たっていただきたいと思います。また、何か委員会等々で相談事があれば、両委員長に相談をしていただけたらいいかと思います。

以上で、この日程第1のその他の取り扱いについてしていきたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

続きまして、日程第2、定例会における一般質問についてでございます。

資料をもう一枚めくっていただいて、今度は裏表の資料でございますけれども、それと、次に、定例会の一般質問についてという資料もついております。

まず、この間、3月の定例会、また6月の、今定例会におきまして、一般質問の回数制限の撤廃と概ね40分の質問時間ということで、試行的に一般質問については、そのルールに基づいて行ってまいりましたが、その結果を一覧表にしたものでございます。

まず、3月議会においては、概ね40分という時間制限を超えた方については、今西

議員の42分、それから、回数制限3回というのを超えたのは、森山議員の4回と馬場議員の5回、表にも書いてありますけれども、このとおりでございます。

裏面をご覧ください、6月、今議会ですけれども、40分という時間制限については、超えた方はいらっしゃいません。回数制限については、私、馬場のほうが回数を5回までやらせていただきました。

ということですので、今まで2回、試行的にやっていくということで、概ね40分という時間と回数制限の撤廃については試行的にやってきましたが、ここでお諮りをいただきたいのは、9月定例会から正式に回数制限の撤廃と概ね40分の時間制を導入することとしたいと思いますが、その点についてご協議をいただきたいと思います。何かご意見がございませんでしょうか。今西委員。

○委員（今西利行） 質問回数を撤廃するという事は、一応、賛成。時間制限については、私、1回だけ42分と超過したんですけれども、今回は33分ということで、概ねたくさん時間制限を設ける必要が、現状として、例えば、50分、60分、あるいは80分という方が何人もおられて、議会が遅くまでかかったというふうなことが事例としてあるんだったら、私も一定、それは時間制限をかけてやっていったらいいかと思うんですが、敢えてこの今の現状からしてみたら、そこまでする必要はなくて、時間制限するんじゃなくて、議会活性化するという意味では、特段、今の現状からしたら、私は設ける必要がないというふうに思っています。以上です。

○委員長（馬場 哉） ほかの方、ご意見。藤本委員。

○副委員長（藤本英樹） 時間制限を撤廃してしまうと、それこそ逆に聞いているほうとしても、もうだんだらなくなってしまいますので、やっぱりできるだけコンパクトいうたらおかしいですけれども、要点まとめて質問するのが質問者の義務やとも思いますし、答弁者側もそれなりに要点まとめて答弁されていますので、どうしてもやっぱり時間の制限いうのは、私は必要やと思います。

○委員長（馬場 哉） ほかの方、ご意見ございませんか。宇佐美さん、どうですか。

○委員（宇佐美まり） 今の段階でそういう時間を超過したりとかする人、あまりいないかもしれないですけれども、それ決めなかったら、急になんかいやんという感じで、すごく長くなったりする可能性もあるので、やっぱりおっしゃったとおり、ある程度というか時間制限があったほうがいいようには思います。以上です。

○委員長（馬場 哉） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 時間制限云々というよりも回数のほうが聞きたいことが深く聞ける

でしょうから、私はこのやり方がいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（馬場 哉） 時間制限については。

○委員（榎木憲法） 時間制限はもう今40分でいい。

○委員長（馬場 哉） 概ね40分という。

○委員（榎木憲法） 縛りをかけておいて、一つのテーマで深く掘り下げていくという今のやり方で私はいいと思います。

○委員長（馬場 哉） では、上野委員、いかがですか。

○委員（上野雅央） 私も時間制限があったほうがいいと思います。その40分の中で中身を濃く、やっぱり本当に藤本委員言われたように、40分以上になると聞いている側もなかなかつらいところもあったりすると思いますので、やっぱり時間制限は必要やと思います。以上です。

○委員長（馬場 哉） 今西委員。

○委員（今西利行） 今おっしゃっていることもよく分かるんですが、だらだらやってしまつて60分、80分も超えてしまうということは、私も問題やと思います。私も質問する場合はできるだけコンパクトに、要点をきちっとしてやり取りもやっています。

だから、そういう中で、分かるんですけれども、例えば、40分超えてしまう場合もあるんですよ。前、山内議員がおっしゃったと思うんですけれども、質問する時期によって、ここ3つしたいとか4つしたいとかいろいろあると思うんですよ。だから、あるときには1つの質問、1項目で終わってしまう場合も私もあると思う、場合によっては、やらないということもあると思うんですよ。

だから、一定のその目安として、例えば40分なり50分なり設けられることはいいんだけれども、ちょっとうまく言えないですけれども、時間制限をかける、もちろんそれに目指して努力はしますけれども、40分きたらもうということになれば、そうじゃないと思うんですけれども。だから、繰り返しになりますが、コンパクトに質問を考えてやり取りはしたいと思いますが、それでもやはり40分なり超えて50分になる場合も私の場合はあるかもしれないんですけれども。

私は、だから、あくまでも目安として設けられることについては、一つのルールとしていいと思うんですけれども、やはり議員はいろんなことを町当局にぶつけていくと、やり取りちゃんとやっていくということにおいては、議会活性化という意味では、非常にいいかなと思うんです。

それと、私、前も言ったと思うんですけれども、新任議員研修の中で、北海道の福島

町については19年からやったかな、もう回数制限とそれから時間制をなくして、議会活性化をしようということでかなり取り組んでおられますので、その辺りを参考にしながらやったらどうかと、これは意見ですけれども。

○委員長（馬場 哉） 意見ですね、はい、意見としてお伺いします。山本委員はいかがですか。

○委員（山本 精） 今の話の中で出ていたように、40分を目処にということなので、それは別に超えても無理やりやめんなんこともないやろうし、その辺はまとめに入ってもらったらいいということやろうと思うんで、別にあってもなかつてもいいかなと思いますけれども。今の提案の部分で言えば、いいと思いますけれどもね。

○委員長（馬場 哉） 大体、ご意見頂戴したかなと思いますが、先般からこの試行的にやるという中で、ほんま概ね40分という時間を決めておりますし、別に40分を超えて、じゃ40分超えたからやめなさいということには取り決めもしていませんし、また、やめなさいということもなかったというふうに思います。

ただ、超える時間は、概ね5分程度かなというところ辺で、ちょっと議員さんの間で取り決めというか申し合わせをしたらどうかというところで、この2回、試行的にやらせてもらって、一応40分超えたら表示が出るんですね。ブザーも鳴るんですね。ブザーは正式に導入するということ決めたら、今後はブザーが鳴って、議長の裁量によって時間制限きましたので、質問を終えるようにしてくださいという指示があるかと思いません、今後は。

その点で、もう少しこの40分という部分について、皆さんのご意見を頂戴して、そこが40分じゃなくて、もう1時間じゃないのかとかそういうご意見も頂戴できたらというふうに思います。山内委員、いかがですか。

○委員（山内実貴子） 概ね40分ということで、ある程度、時間は決めておいて、そこはもう本当にもっともっと皆さんがいやいやとなれば、また話合いをしたらいいのかなと思いますし、やっぱり一定決めておいたほうが、その中でどれだけまとめてやるかということも考えないといけないということもありかと思うので。まずは、概ね40分で、今のところいけるのではないのかなと思っています。

○委員長（馬場 哉） ほかの委員の方、ご意見ございましたら。

それでは、どうでしょうね。概ね40分ということで。

（発言する者なし）

○委員長（馬場 哉） それでは、9月定例会から正式に回数制限の撤廃と概ね40分の

時間制を導入することといたしますので、よろしく願いをいたします。今西委員。

○委員（今西利行） それでいいと思いますけれども、恐らく40分超えたら、議長からの裁量はあるんですかね。

○委員（谷口 整） ちょっとだけ発言しよう思っていたんですけども、機会あったら。

○委員（今西利行） ちょっとだけいいですか。多分、議長の裁量があると思うんです。そこでもう一回、自分が考えた質問を整理しながら、うまくできるかよく分からないですけれども。一応、整理をしながら、そして、質問を整理してやっていかなと思うんですけれども、その時間は、やっぱりある程度いただかないと、整理する時間が必要やと思うんですよ。そこは裁量の範囲で。

○委員長（馬場 哉） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時06分

○委員長（馬場 哉） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9月定例会から正式に回数制限の撤廃と概ね40分の時間制を導入することといたしますので、よろしく願いします。

そこで、最後の資料でございますけれども、定例会の一般質問についてというペーパーがございますが、この23番ですが、質疑は同一議題について3回を超えることができないう部分を削除するということになるかと思えます。これで回数制限の撤廃が申し合わせから削除されるということになるかと思えます。

（「これさっきから出ているから、そういうことやね」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） はい、そういうこと。この23番のところに、概ね40分という時間を入れます。

それで、裏面に行っていたらと、概ね40分とすると大体26番にも記載してありますけれども、通告者が7人以内の場合は1日とし、8人以上の場合は2日間とする。1日目が1番から7番、2日目が8番から最後を基本として議長が決定するというところで、質問と答弁を合わせて概ね40分とすると、最大で1日目がこういう日程のスケジュールになるかと思えます。

今回でもそうでしたが、概ね40分というところで40分も質問時間かかっておられない方がありますので、この部分を1日にまとめられるようなことがあるんやったら、ちょっと皆さんにご協議いただいたらどうかなということ、ちょっと副委員長とは相談をしていたんですけども。その点はいかがでしょうか。どうでしょう。ご意見あり

ましたら。

言うている意味、分かっていますか。

(「もう一つよく分かったような、分からないような」と呼ぶ者あり)

○委員長(馬場 哉) 暫時休憩します。すみません。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時20分

○委員長(馬場 哉) では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9月定例会から正式に回数制限の撤廃と概ね40分の時間制を導入することといたしますので、よろしく願いをいたします。

それから、質問は、今まで2日間にわたっておりますけれども、ここの申し合わせで記載のとおり、1日目は7人で、それ以上の場合は2日間とするということに申し合わせで決めております。

それから、もし仮に8人目の方で2日目が終わるようであれば、8人目の方を1日目に繰り上げをしていただいて、予備日は設けないということは、議長裁定で決定することができるという申し合わせ等も記載をされておりますので、そこは柔軟に対応をしていくことをご了承いただきたいというふうに思います。以上でございます。

続きまして、日程第3、その他について、何かございましたらお願いをいたします。ございませんか。谷口委員。

○委員(谷口 整) 先ほどの常任委員会におけるその他のときに発言をすればよかったのかなと思うんですけれども、条例関係は1週間前の議運のときに配られますけれども、委員会の報告資料等について事前に議員の手元に渡るのが2日前とか場合によっては前日とか、そんな状況なんですよ。

だから、それに先ほどの話が一定関わってくるんですけれども、本会議に上程される議案と同じように1週間前とは言わんけれども、もう少し早めに当局側も調整をしてもらって議員の手元に渡るように。そういう意味で、皆さんに渡って、これ抜けとるな、ちょっとどうなったんやろ、報告してもらわんなんとか、そんなこともできると思うんです。

たとえ1日でも早く報告事項等を上げてもらえるようにまた私からも言いますけれども、議運の委員長からちょっとその申し入れはしてもらいたいと思うんです。直前でも別に構わへんわという方はそうはないと思うんで、やっぱり熟読期間が要るんで。

1日、2日ではちょっと厳しいかなと。

その代わり逆に言えば、せっかくあそこのレターケースに入ってあんねんけども、なんか置き去りにになっているようなことがあれば、こんなことがありますよと言われることのないようにしてもらいたいなと思うんです。

○委員長（馬場 哉） ありがとうございます。ほかに。原田委員。

○委員（原田周一） ちょっと今の意味が私もう一つよく聞いていて分からないんですけども、例えば、委員長、副委員長と当局とが行政側がすり合わせいうのやりますね、1週間前に。それまでに資料が出てきて、所管事項であろうが何であろうが、いろんな資料の説明を受けると。説明を受けた中で、例えば、委員長が、いや、この書類も必要やないか、このデータも必要やないかと、じゃ、委員会開催までの1週間の間に作りましょうという形でできる。その場合は調べないかん部分もあるし、すぐできるもんぎょうさんいろいろあると思うんですけども。そういったときには、極端に言うたら前日に配られるみたいなこともあるんちゃうかなという気はするんですけども、なんかそういう理解でええんでしょうか。

○委員長（馬場 哉） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 当然、そういうことが出てくるんです。レクで打ち合わせするからこれが足らん、これ間違ってる。それはそれで当然のことなんで。だから、1週間前に手元にとは私も申ししていませんし、ただ、少なからず、その段階でオーケー出ている分については、もう5日前か6日前に配れるわけです。

ほんで、委員長が求めた追加での分は、直前であってもこれは仕方がないです。でき次第、入れてもらったらいいんで。だから、それを待って遅らすというそういう発想じゃなく、先にやはり資料は配っておく、追加の分はまた追加で配るといふ。今はそうじゃないんですよ。町のほうは全部揃うまで待ってしか配付していないから。そこがちょっとだから発想を変えてもらわないかんやろうということです。100%全て、全部が全部というふうにするつもりはないんで。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ほかにその他のところで何かございましたら。ございませんか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（馬場 哉） ないようですので、これで議会活性化特別委員会を終了したいと思います。

本日は、ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時27分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会活性化特別委員会委員長 馬 場 哉